

目 次

刊行のことば

改訂のことば

第1編 建設業に対する労働安全衛生診断のフローチャート	I-3
1 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント 業務委託契約書の作成と契約	I-4
2 店社の安全衛生管理活動を対象とする診断 (店社診断)	I-4
(1) 事前調査	I-4
(2) 現地調査	I-5
(3) 事前調査, 現地調査を行うにあたっての 留意事項	I-5
イ 現地調査において閲覧し又は 提出していただく資料	I-5
ロ 日程の調整等	I-5
ハ 現場の選定	I-6
ニ 服装	I-6
(4) 現場における調査	I-6
(5) 報告, 記録の作成及び保存	I-6
イ 診断報告書の作成	I-7
ロ 台帳等への記入と保存	I-7
(6) 事後指導(教育を含む。)	I-7
3 現場の安全衛生管理活動を対象とする診断 (現場診断)	I-7
(1) 事前調査	I-7
(2) 現地調査	I-8
(3) 事前調査, 現地調査を行うにあたっての 留意事項	I-8
イ 現地調査において閲覧し又は 提出していただく資料	I-8
ロ 日程の調整等	I-9
ハ 服装及び携行品	I-9
ニ 現場巡視上の主な留意事項	I-9
(4) 店社における調査	I-9

(5) 報告, 記録の作成及び保存	I-10
(6) 事後指導等(教育を含む。)	I-10

第2編 店社の安全衛生管理活動を対象とする診断(店社診断)	
1 事業の概要の把握	II-3
2 労働災害の発生状況と災害発生時の対応等	II-5
2.1 労働災害の発生状況	II-5
2.2 災害発生時の対応等	II-5
2.3 行政機関による指導監督の対応	II-6
2.4 労働安全衛生マネジメントシステム	II-6
3 方針の明確化, 安全衛生管理計画等	II-7
3.1 方針の明確化	II-7
3.2 安全衛生管理計画	II-7
3.3 共同企業体の安全管理(元方指針第3の3)	II-8
4 店社の安全衛生管理体制	II-9
4.1 職務, 権限の明確化等	II-9
4.2 安全衛生担当部門の設置等	II-9
4.3 現場における安全衛生管理担当者等の 選任基準等	II-10
4.4 現場における協議会の運営基準等	II-12
5 リスクアセスメント等の実施体制	II-14
6 安全衛生教育計画	II-15
6.1 自社職員に対する教育	II-15
6.2 関係請負人の労働者の教育に対する指導援助	II-16
6.3 安全衛生に関する有資格者の確保	II-16
6.4 現場における労働者の資格の確認等	II-16
7 安全衛生パトロールの実施体制	II-17
7.1 実施計画	II-17
7.2 パトロールの種類	II-17
7.3 実施方法	II-17
8 関係請負人の指導等	II-18
8.1 重層下請の改善基準(元方指針第3の2)	II-18
8.2 災害防止協議会等の有無及び その活動状況	II-18
8.3 関係請負人の安全衛生管理状況の把握, 指導及び評価	II-19

注

170
170



9 機械設備, 作業方法等に関する基準の有無及びその内容 II-21

9.1 安全衛生基準等 II-21

9.2 安全点検 II-22

9.3 作業手順の作成と整備 II-22

9.4 高齢労働者への配慮 II-24

10 健康管理 II-25

10.1 健康診断 II-25

10.2 疾病管理 II-27

10.3 健康相談 II-27

10.4 健康測定と健康指導 (THP) II-28

10.5 関係請負人への指導援助 II-29

10.6 健康管理, 快適な職場環境の形成 II-29

11 快適な職場環境の形成 II-30

11.1 快適職場推進計画等 II-30

11.2 国の支援事業 II-30

12 安全衛生管理活動のチェック体制等 II-31

12.1 チェック体制と表彰制度 II-31

第3編 現場の安全衛生管理活動を対象とする診断(現場診断)

1 安全衛生管理体制等 III-3

1.1 事業の概要の確認 III-3

1.2 当該現場で発生した労働災害の概要と対応 III-4

1.3 所長の方針の明確化と現場安全衛生管理計画 III-5

1.4 現場の安全衛生管理体制 III-5

1.5 リスクアセスメント等 III-11

1.6 安全衛生教育の実施状況, 資格者の配置等 III-11

1.7 健康診断の実施状況等の健康管理 III-12

1.8 安全施工サイクルの実施状況 III-13

1.9 職長会等の活動状況 III-13

1.10 官庁への届出 III-14

2 機械設備等の安全化及び快適化 III-15

2.1 職場環境及びレイアウト (現場事務所, 通路その他) III-15

2.2 仮設構造物(足場, 作業構台等) III-16

2.3 重機(車両系建設機械, 移動式クレーン等) III-17

2.4 一般機械設備 (電気設備, 木工機械, 溶接設備等) III-18

2.5 保護具, 防具等 III-20

2.6 測定器具等 III-20

3 各種災害防止対策 III-21

3.1 土砂崩壊災害等の防止 III-21

3.2 倒壊災害等の防止 III-26

3.3 墜落災害の防止 III-34

3.4 重機の転落, 重機との接触等の災害防止 III-38

3.5 感電災害の防止 III-41

3.6 爆発・火災による災害の防止 III-43

3.7 取扱・運搬災害の防止 III-45

3.8 じん肺の防止 III-46

3.9 石綿障害の防止 III-50

3.10 有機溶剤中毒の予防 III-53

3.11 一酸化炭素中毒の予防 III-59

3.12 熱中症の予防 III-62

3.13 酸素欠乏症等の防止 III-65

3.14 騒音障害の防止 III-65

3.15 振動障害の防止 III-65

3.16 腰痛の予防 III-65

3.17 喫煙対策 III-65

3.18 建設業附属寄宿舍の整備 III-65

3.19 快適な職場環境の形成 III-67

3.20 交通災害の防止 III-68

3.21 公衆災害の防止 III-70

3.22 公害の防止 III-72

第4編 資料編

1 労働安全衛生法令に基づく建設現場の安全衛生管理体制 IV-3

2 届出等書類一覧表(主要なもの) IV-4

3 元方事業者による建設現場安全管理指針 IV-12

4 建設業法における建設工事の分類 IV-24

5 計画届の免除認定制度の概要 IV-29

* 本会発行手引書「計画届の免除認定制度一制度の概要と

目次

評価・監査の進め方」参照

- 6 危険性又は有害性等の調査等に関する指針
(リスクアセスメント)IV-29

* 本会発行手引書「計画届の免除認定制度一制度の概要と
評価・監査の進め方」参照

- 7 労働安全衛生マネジメントシステムに関する
指針IV-29

* 本会発行手引書「計画届の免除認定制度一制度の概要と
評価・監査の進め方」参照

- 8 評価項目IV-29

* 本会発行手引書「計画届の免除認定制度一制度の概要と
評価・監査の進め方」参照

目次

I 建設業に対する労働安全 衛生診断のプロセス

I 建設業に対する労働安全衛生診断のプロセス

第1編 建設業に対する労働安全衛生診断のプロセス

労働安全・衛生コンサルタントは、労働安全・衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、職場における安全衛生水準の向上を図るため、事業場の安全衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする(安衛法第81条)者であるから、労働安全・労働衛生コンサルタントを一言で言えば、労働安全衛生の支援サービス専門家であり、なかでも労働安全・衛生診断は労働安全・労働衛生コンサルタントの主要な業務である。

したがって、その業務遂行にあたっては、サービス精神を基本とする心構えの基に、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が制定した倫理綱領に則り行動しなければならない。

労働安全・労働衛生コンサルタント活動は、「他人の求め」を座して待つのではなく、「他人の求め」があるように、「他人の求め」が来るように立ち回ることから始まる。ここでは「他人の求め」があって、労働安全・衛生診断を実施することとなった時点から、そのプロセスを概観する。

なお、建設業においては、安全と衛生を区別することが困難な事項も多く、労働安全診断と労働衛生診断は一体となって行われることが一般的である。このため、この必携では、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントが参考とすべき事項を併せて掲げた。

労働安全診断又は労働衛生診断のいずれかのみを実施する場合等は、関係事項を取捨選択して活用されたい。

また、建設業においては、実施しようとする労働安全衛生診断は、本社、支店等(以下「店社」という。)の所轄の工事現場(将来設置される工事現場を含む。)全体の労働災害の防止を目的とした安全衛生管理活動を対象とするのか、又は一定の工事現場のみの安全衛生管理活動を対象とするのか、さらに下請等の関連会社の安全衛生管理活動を含めたものであるか等によって、その内容も異なってくる。

この必携では、関係請負人の労働者の災害防止を含む店社の安全衛生管理活動を対象とした診断及び施工中の現場の安全衛

生管理活動を対象とした診断に分けて調査対象、留意事項等を掲げることとする。

1 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント業務委託契約書の作成と契約

まず、どのような「求め」であるのか、依頼主と打ち合わせ、そのニーズを把握して、これを6何の原則(5W1H)等でまとめる。

- (1) 契約書の項目に必要なもの見落としはないか。
 - イ 契約内容、委託業務の範囲
 - ロ 契約期間
 - ハ 診断・指導の方法
 - ニ 情報・データの相互提供
 - ホ 報酬・費用の支払方法
 - ヘ 契約の更新と解除
 - ト 守秘義務・業務倫理
 - チ その他協議事項等
- (2) 契約書の委託者・受託者双方の記名又は署名・押印があるか。
- (3) 契約書の管理・保存はよいか。
- (4) 帳簿を作成しているか。(コンサルタント則22条)

2 店社の安全衛生管理活動を対象とする診断(店社診断)

(1) 事前調査(店社を訪問する前に行う。)

診断を依頼された会社などから提供された資料、建設業関係参考文献等に基づき、その会社などの営業状況、過去に行った工事の状況、災害発生状況等を事前に検討し、その会社の業界内での地位、災害防止に関する取り組みの状況等に関して予備知識を得る。これを踏まえてつぎの現地調査に臨むと、有効適切な診断が可能となる。

なお、この時点(契約締結時等)で依頼者から提出していただく資料は、会社の概要等、大部分の会社が営業活動や、株主総会資料等として作成している既存のものに止め、診断の実施に当たって過度の負担を強いることとならないように留意すること。

2 店社の安全衛生管理活動を対象とする診断(店社診断)

安全衛生対策、災害発生状況等については、既存の資料がある場合にはその資料を提供していただき、ない場合には、過去に発生した死亡などの重篤災害について口頭で説明を受ける程度にとどめ、特に新規の資料の作成は依頼しない。

※建設業の許可を受けた会社であって公共工事を請け負うものについては、建設業法に基づく経営事項の審査結果(以下「経審」という。)が公表されており、これを活用すれば会社の概要を把握することができる。

(2) 現地調査(店社を訪問して行う。)

店社の事務所を訪問して行う現地調査は、店社診断のメインとなる部分である。この段階では、依頼された会社などの店社の事務所へ出かけ、必要な資料の提供を受け、または閲覧するとともに、トップ、ライン各級の管理監督者、安全衛生スタッフ部門の人々、及び従業員の代表者との対話を通じてこの会社等のトップの方針、安全衛生管理上の問題点等を把握する。

調査対象、方法等については、第2編に示すとおりであるが、診断を実施する者はこれを参考として依頼された会社等に合わせた、各自で工夫した診断チェックリストを作成、準備することが望ましい。

把握した問題点については、解決のための優先順位を付し、改善案をまとめて、安全衛生診断報告書を作成する。

(3) 事前調査、現地調査を行うにあたっての留意事項

イ 現地調査において閲覧し又は提出していただく資料

- ① 会社経歴書
 - ② 営業案内書
 - ③ 就業規則、安全衛生管理規程等
 - ④ 職制組織図又は規程、安全衛生管理組織図又は規程
 - ⑤ 労働災害統計
 - ⑥ 労働者死傷病報告書の写し
 - ⑦ 協力会関係書類
 - ⑧ 災害調査要領
 - ⑨ 計画の審査要領
 - ⑩ 作業手順書、点検基準、機械設備、作業方法等に関する基準書
 - ⑪ その他店社に備え付けられている安全衛生関係書類
- ロ 日程の調整等

- ① 依頼主の都合とコンサルタントの日程の調整を行う。
なお、その際、関係資料の提供又は閲覧を要請する。
- ② 訪問日時、場所、面談者等について電話等で確認をする。

ハ 現場の選定

調査を行う工事現場を選定し、当該現場の訪問日時、面談者等について調整を行う。なお、調査を行う現場は、依頼者側と協議の上、工事の規模、種類、進捗状況等を考慮して適切なものを選定する。

ニ 服装

服装は、現場における調査を行う場合を除き、一般の事務所を訪問する場合と同様で差し支えない

(4) 現場における調査

店社診断を行う場合には、店社の事務所を訪問して調査を行うとともに、当該店社が施工するいくつかの工事現場を訪問して調査を行うことが望ましい。このため、事前調査又は現地調査の段階で現場を選定して当該現場を訪問して調査を行うこととなる場合が多い。この調査では、店社の安全衛生管理に関する方針が、現場においてどのように反映されているかをチェックし、また、現場の安全衛生管理状況を調査することにより、店社の他の現場の安全衛生管理水準を推定することができる。

なお、現場における調査方法等については、3に掲げる現場診断の項を参考とされたい。

(5) 報告、記録の作成及び保存

診断報告書は、診断依頼主をして、改善提案事項を実践へ誘導するための手段であり、事後の指導のための手段でもある。診断結果による安全衛生管理の現況と問題点を客観的事実として自覚させ、それが法規レベル・技術レベル・科学レベルによる診断に基づく妥当性をもつものであることを理解させ、信頼感を与える。(必要に応じて説明会を開く。)

これらのことから診断報告書は、依頼主に全般的な好意を感じさせ、改善提案を的確なものとして支持させ、実践に踏み切らせるような機能を演ずるものである。

すなわち、診断報告書は自覚→理解→信頼→好意→支持→実践という6段階の機能を持つものであることを念頭において、まとめることが望ましい。

イ 診断報告書の作成

現地調査及び現場における調査の終了後は、調査結果をふまえて診断報告書を作成し、診断依頼主あてに送付するとともに、診断台帳に記入するか、コンピューターにインプットして、いつでも引き出せるようにしておくことが肝要である。

- ① 報告書には、この「必携」に挙げられた必要な項目等ごとに、問題点とその改善案等が示されているか。(改善のための優先順位を付すことが望ましい。)
- ② その表現は平易、簡潔かつ明瞭なものとなっているか。
- ③ 内容は具体的なものになっているか。

ロ 台帳等への記入と保存

台帳等への記入、コンピューターへのインプット及び診断報告書の原本の保存は今後の診断を行ううえで大変役に立つ。これをおろそかにすると探し出すのに手間どったり、省略したりして不本意なことになりかねない。この管理と保存は極めて大切なものである。

- ① 歴年順に診断先一覧表が作られているか。
- ② 診断先と診断の内容につき5W1Hで簡単にまとめているか。
- ③ 診断報告書の原本は、そのまま10年以上保存出来るようになっているか。

(6) 事後指導(教育を含む。)

- ① 指導依頼主との打ち合わせ、要望の確認
- ② 指導契約の締結
- ③ 指導計画の作成
- ④ 依頼主と指導計画に関する調整
- ⑤ 指導の実施
- ⑥ 指導効果の確認(レポート等の提出を求めたり、現場巡視及び関係者に対するヒヤリング等による。)
- ⑦ 追指導、継続指導等

3 現場の安全衛生管理活動を対象とする診断 (現場診断)

(1) 事前調査(現場、店社を訪問する前に行う。)

診断を依頼された会社又は現場から提供していただいた安全衛生関係資料等を検討して、その現場の工事の状況、関係請負

人の状況、過去にその現場で発生した労働災害の事例等について予備知識を得る。これを踏まえて次の現地調査に臨むと、有効適切な診断が可能となる。

なお、この時点(契約締結時等)で提出していただく資料は、工事の概要、施工体制台帳等既存の資料にとどめ、診断の実施にあたって過度の負担とならないように留意すること。

また、災害発生状況については、過去に発生した事例について口頭で説明を受ける程度にとどめること。

(2) 現地調査(現場を訪問して行う。)

現場を訪問して行う現地調査は、現場診断のメインとなる部分である。

この段階では依頼された現場へ出かけ、事前調査の際、提供のなかった安全衛生関係資料の閲覧又は精読を行うとともに、トップ、ライン各級の管理・監督者、安全衛生スタッフ部門の人たち及び作業者との対話、並びに職場巡視(目視及び計器類等による測定)を通じて、安全衛生管理上の問題点を明らかにする。

調査対象、方法等については、第3編に示すとおりであるが、これを参考として、依頼された現場等に合わせた各自なりの「診断チェックリスト」を作成、準備することが望ましい。

問題点把握のうへは、解決のための優先順位を付し、改善案をまとめて、安全診断報告書を作成する。

(3) 事前調査、現地調査を行うにあたっての留意事項

イ 現地調査において閲覧し又は提出していただく資料

- ① 請負契約書、設計図書
- ② 施工計画書

※施工計画書には、一般に工事の概要、工事工程表、現場組織表、施工方法、安全管理計画、環境対策、緊急時の対応等が記載されている。

- ③ 当該現場で発生した災害に係る災害調査書又は死傷病報告書の写し
- ④ 行政官庁などへ提出した報告書、届出書等の写し
- ⑤ 施工体系図、下請契約書等
- ⑥ 協議会規約、職長会会則、協議会、職長会等の会議記録
- ⑦ 労働者名簿、安全衛生教育の記録、健康診断結果等
- ⑧ その他現場に備え付けられている安全衛生関係書類

3 現場の安全衛生管理活動を対象とする診断(現場診断)

ロ 日程の調整等

- ① 依頼主の都合とコンサルタントの日程等の調整をする。なお、その際関係資料の提供又は閲覧を要請する。
- ② 訪問日時、場所、面談者等について、電話等で確認をする。
- ③ 補足すべき資料の必要があれば、その収集について要請する。

ハ 服装及び携行品

必要に応じて、次のようなものを携行する。

- ① 職場巡視の服装は、清潔な作業服、手袋、保護帽、安全靴などに着替えられるように準備する。(コンサルタント事務所を出発するときから、職場巡視の服装になっている場合を除く。)
- ② 筆記用具
- ③ カメラ
- ④ 携帯用電卓

(注) 撮影と録音は、事前に先方の了解を頂いておくこと。

ニ 現場巡視上の主な留意事項

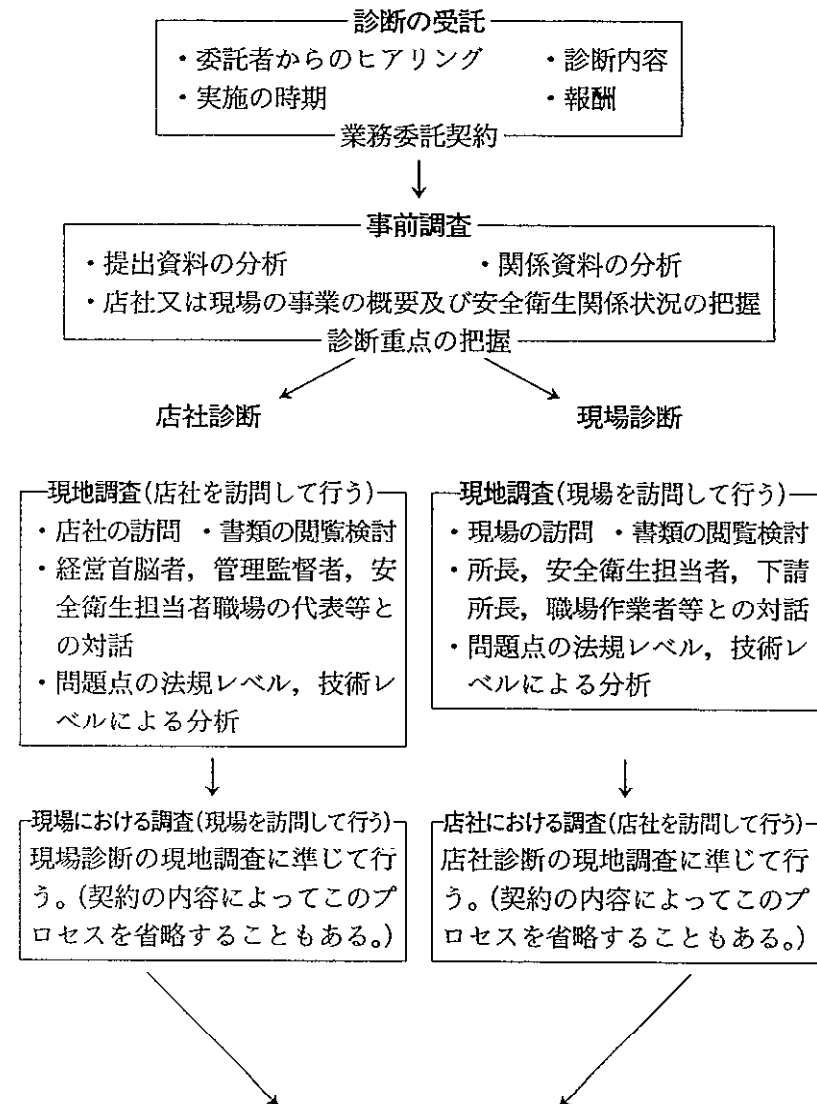
- ① 作業現場はもちろん事務所にも足を運んで、間接部門の4S等についても眼をむける。
- ② 閲覧し、又は提出していただいた書類と現場の実態との違いはないかを調べ、違いがあるときは、その理由を検討する。
- ③ 工事の進捗状況等によって再訪する必要があるかないかを検討する。
- ④ 巡視の前・中・後における質疑の応答を活発に行うように努める。
- ⑤ 巡視後は、関係者の集合場所で、やる気を起こさせるような前向きな総合所見を行う。
- ⑥ 人・物・管理等の各分野における問題点の明確化とこれに対する具体的で実行可能な改善案を提示し、説明する。

(4) 店社における調査

可能な限り、診断の対象となる現場を管轄する店社等を訪問して会社の概要、災害防止に関する取り組みの状況等について調査することが望ましい。

3 現場の安全衛生管理活動を対象とする診断(現場診断)

建設業に対する労働安全・衛生診断のプロセス



なお、店社調査方法等については2の店社診断の項を参考とすること。

(5) 報告、記録の作成及び保存

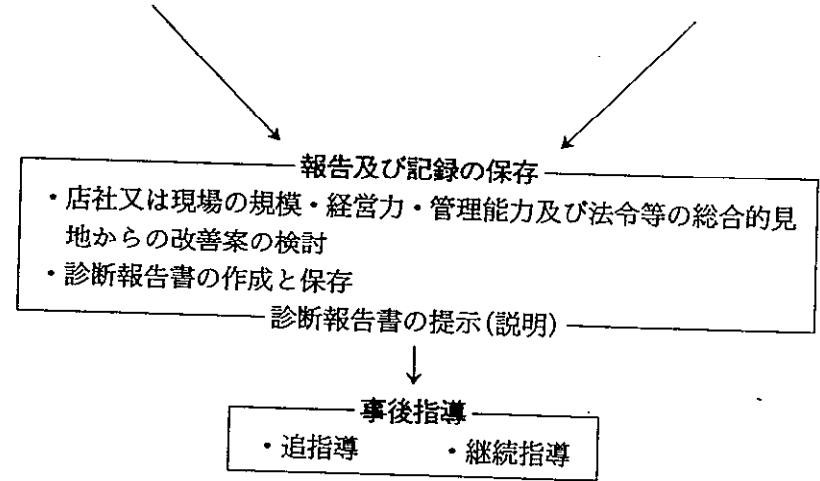
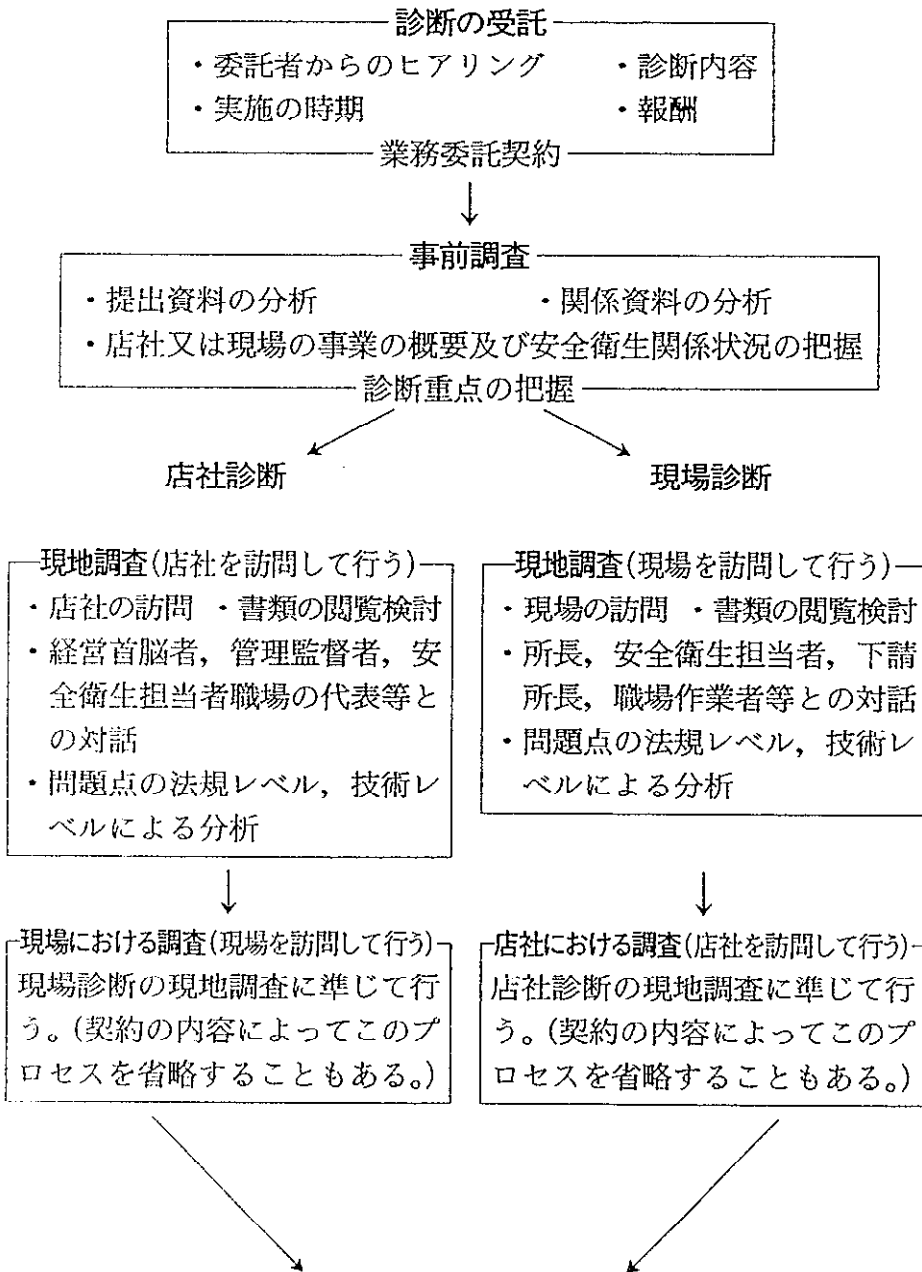
2の(5)を参照のこと。

(6) 事後指導等(教育を含む。)

2の(6)を参照のこと。

3 現場の安全衛生管理活動を対象とする診断(現場診断)

建設業に対する労働安全・衛生診断のプロセス



*なお、店社に対する事後指導に当たっては、安全衛生マネジメントシステムが構築されていない場合は、コンサルタントがその構築指導を行い、さらに資格を有する別のコンサルタントによるシステムの評価、監査を経て、労働基準監督署長の認定を受ければ、計画の届出の一部が免除され、また、会社の安全衛生活動について、社会的にも高い評価を得ることができる旨を説明することが望ましい。